

点字 てんじ

平易な表現 へいひなひょうげん

音訳 おんやく

代筆 代読 だいひつ だいてく

手話 しゅわ

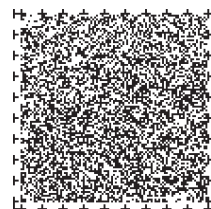
機器の使用 情報通信 きこのしゆじゆ じゆうほうつうしん

要約筆記 ようやくひつぎ



たかまつし しゅわ げんご およ
**『高松市手話言語及び
 しょうがい ひと
 障害のある人の
 コミュニケーション手段
 しゅだん
 に関する条例』
 かん じょうれい
 を制定しました**

しょうがいのある人もしょうがいのない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮らすことのできる、障壁のない地域共生社会の実現に向けて、「高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例」を制定しました。



この条例は、「言語としての手話に対する理解の増進」と「障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及、利用の促進」について、基本理念を定め、市の責務と市民や市民活動団体、事業者の役割を明らかにするとともに、その基本理念にのっとった施策の推進について定めています。

基本理念

- ・手話に対する理解の増進は、手話は言語であることの認識の下、独自の歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本としなければならない。
- ・障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進は、障害のある人も障害のない人も相互の違いを理解し、その人格と個性を互いに尊重することを基本として行われなければならない。
- ・障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を容易に選択し、利用することによりコミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限尊重されなければならない。

責務と役割

○市の責務

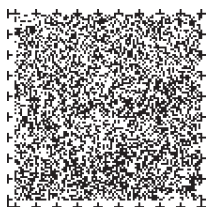
基本理念にのっとり、言語としての手話に対する理解の増進並びに障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進のため、必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

○市民等（市民及び市民活動団体）の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努めるものとする。

○事業者の役割

基本理念に対する理解を深めるとともに、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力し、障害のある人が障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を容易に選択し、利用することができるように合理的な配慮を行うよう努めるものとする。



とあさき
問い合わせ先

たかまつしやくしよ けんこうふくしきよくしやう ふくしか
高松市役所健康福祉局障がい福祉課
でんわ
電話 087-839-2333 FAX 087-821-0086
Eメール syoufuku@city.takamatsu.lg.jp